

地方独立行政法人西都児湯医療センター役員報酬等規程

平成28年4月1日

規程第03号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 身分)

第2条 法人の役員は、理事長は常勤とし、理事及び監事は非常勤とする。

(役員 の 報酬)

第3条 理事長の報酬は、基本給、通勤手当、管理職手当、医師手当及び賞与とし、理事及び監事の報酬は、非常勤役員手当とする。ただし、役員が法人の職員（地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程（平成28年規程第4号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）を兼ねる場合は、役員としての報酬は支給しない。

2 理事長が手術において全身麻酔を行った場合、1件につき10,000円を支給する。

(報酬の支給日)

第4条 理事長の報酬の支給日は、給与規程の例による。

2 非常勤の役員 の 報酬の支給日は、理事長が別に定める。

(基本給及び医師手当の額)

第5条 理事長の基本給は、月額700,000円とする。

2 理事長が法人の病院長を兼務し、診療に従事する場合は、医師手当として月額400,000円を支給する。ただし、理事長自ら減額の申出がある場合はこの限りではない。

(通勤手当)

第6条 通勤手当の額及びその支給については、給与規程の例による。ただし、理事長自ら減額の申出がある場合はこの限りではない。

(賞与)

第7条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する理事長に対して支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 賞与の額は、基本給の月額（医師手当、管理職手当の支給を受ける理事長にあっては、その月額を加えた額）に、前項の基準日のうち6月1日においては100分の135、12月1日においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 3月以上6月未満 100分の60
- (3) 3月未満 100分の30

3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、業績評価の結果及び理事長としての業務に対する貢献度等を理事会で総合的に勘案し、同項の規定による賞与の額の100分の50の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

4 理事長自ら申し出た場合は前項の規定に関わらず減額することができる。

(日割計算)

第8条 新たに理事長となった者には、その日から基本給及び医師手当（以下この条において「月例給」という。）を支給する。

2 理事長が退任し、辞職し、若しくは解任され、又は死亡したときは、その日までの月例給を支給する。

3 前2項の規定により月例給を支給する場合であって、月の初日から又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月例給は、日割によって計算する。

4 前項の日割計算の方法は、給与規程の例による。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は、日額30,000円とする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(旅費)

第11条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、法人の職員の例による。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬等について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日一部改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月25日一部改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年4月24日一部改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。